

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月から12年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月から12年3月まで

私は平成8年に国民年金の学生免除を申請した。その後も、市役所からはがきや電話をもらい、毎年年度初めの時期に市役所に出向いて申請していた。

免除されていたことは毎年市役所で確認していたので、申立期間について免除されていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の前後に国民年金手帳記号番号を払い出された国民年金被保険者の国民年金保険料の納付状況を調べると、同保険料を納付している者を除いて、申請免除が認められている者がいることが確認できる。

また、申立人は申立期間について、学生に係る保険料免除基準の対象となる学校に在学しており、父親も自身に係る国民年金保険料を納付できない状況であったと考えられるため、免除申請の手続を行えば、申請免除は認められたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間について、毎年、年度初めに市に出向いて免除手続をしていたとしており、直接出向いていたとすれば、免除申請書を提出しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月から54年3月まで

私達夫婦は昭和44年にA県からB県C市に転入した際、夫婦で国民年金に加入した。国民年金加入時に交付された国民年金手帳は夫婦ともに今も所持している。

国民年金保険料については、妻が昭和57年9月に仕事をするまでは、夫婦一緒に納付しており、当初、C市の集金人が私達の家を訪れ、夫婦二人分の同保険料を受け取ると、それぞれの年金手帳に印紙を貼り、検認スタンプを押していった。その後は「D建材 D」名義のE信用金庫の口座から口座振替により夫婦二人分の同保険料を納付していた。

昭和44年から平成3年5月までは、C市で建材業を営んでおり、生活は安定していた。

今、私が持っている国民年金保険料の口座振替を行っていたE信用金庫の口座の通帳は、申立期間ではなく、平成2年から3年ごろまでの取引内容が記載されている通帳なので、いつから口座振替にしたのかわからない。

F税務署に確定申告も行っていたので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、C市は昭和52年4月から国民年金保険料の口座振替を実施していることより、申立人の主張どおり、申立人の申立期間の同保険料の納付方法は口座振替であったと考えられ、申立人が同保険料の振替口座として提出した平成2年1月から3年7月までの取引内容が記載されているE信用金庫の「D建材 D」名義の口座の通帳の写しによれば、同口座は、所得税、市民税、国民健康保険税及び生命保険料の振替口座でもあり、申立人

が営む建材業の売上の一部が毎月定期的に入金されていた口座であることから、残高不足により申立人夫婦二人分の国民年金保険料の振替ができなかったとは考えにくい。

また、申立期間について、仮に申立人の口座が残高不足により国民年金保険料の振替ができなかった場合でも、C市は振替ができなかった期間の納付書をそえて督促したものと考えられ、社会保険事務所が保管する申立人夫婦に係るマイクロフィルムの国民年金被保険者台帳によれば、夫婦ともに申立期間について過年度納付するための納付書を発行した旨の記載が無いことから、申立人夫婦の同保険料は、同市が発行した同保険料の納付書により督促後納付されていたものとするのが自然である。

さらに、申立人は申立期間以外の加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人は国民年金制度への理解が深く、納付意識が高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 53 年 12 月から 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 53 年 12 月から 54 年 3 月まで

私達夫婦は昭和 44 年に A 県から B 県 C 市に転入した際、夫婦で国民年金に加入した。国民年金加入時に交付された国民年金手帳は夫婦ともに今も所持している。

国民年金保険料については、私が昭和 57 年 9 月に仕事をするまでは、夫婦一緒に納付しており、当初、C 市の集金人が私達の家を訪れ、夫婦二人分の同保険料を受け取ると、それぞれの年金手帳に印紙を貼り、検認スタンプを押していった。その後は「D 建材 D」名義の E 信用金庫の口座から口座振替により夫婦二人分の同保険料を納付していた。

昭和 44 年から平成 3 年 5 月までは、C 市で夫が建材業を営んでおり、生活は安定していた。

ねんきん特別便を受け取り、社会保険事務所で調査を行ってもらったところ、申立期間の①の夫の納付記録は納付済みと訂正されたのであるが、いつも夫婦二人分一緒に納めており、私の分だけ未納であることは納得できないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①について、一緒に納付していたとする申立人の夫の国民年金保険料の納付記録はねんきん特別便による社会保険事務所の調査によって納付済みと訂正されており、申立人夫婦の国民年金手帳より夫婦の納付日はすべて同日であることが確認できることから、この期間の国民年金保険料について、申立人は夫の分と一緒に納付していたと考えることが自然である。

申立期間の②について、C市は昭和52年4月から国民年金保険料の口座振替を実施していることより、申立人の主張どおり、申立人夫婦のこの期間の同保険料の納付方法は口座振替であったと考えられ、申立人の夫が同保険料の振替口座として提出した平成2年1月から3年7月までの取引内容が記載されているE信用金庫の「D建材 D」名義の口座の通帳の写しによれば、同口座は、所得税、市民税、国民健康保険税及び生命保険料の振替口座でもあり、申立人の夫が営む建材業の売上の一部が毎月定期的に入金されていた口座であることから、残高不足により申立人夫婦二人分の国民年金保険料の振替ができなかったとは考えにくい。また、仮に国民年金保険料の口座振替を行っていたE信用金庫の口座が残高不足により同保険料の振替ができなかった場合でも、C市は振替ができなかった期間の納付書をそえて督促したものと考えられ、社会保険事務所が保管する申立人夫婦に係るマイクロフィルムの国民年金被保険者台帳によれば、夫婦ともに申立期間について過年度納付するための納付書を発行した旨の記載が無いことから、申立人夫婦の同保険料は、同市が発行した同保険料の納付書により督促後納付されていたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの期間及び50年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和50年4月から同年12月まで

私は、昭和48年4月に結婚した後同年10月にA市に引っ越し、A市にあるB社に就職し、同年12月28日に同社を退職した。この退職の後、私は49年1月19日にA市役所で国民年金の任意加入手続をした覚えがある。

申立期間の①及び②の国民年金保険料については、C銀行A支店（現在は、D銀行。）の行員が集金に来て納付していたはずなのに、未納となっているのは納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は昭和49年1月19日に任意加入した以降の国民年金加入期間において、申立期間の①及び②を除き同保険料を完納しており、i) 同保険料の納付日が分かる60年度の納付状況を調べると、3か月ごとに法定納期限内に納付していること、ii) 納付方法が分かる平成17年度及び18年度の同保険料を申立人は口座振替により前納していることから、申立人は同保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

申立期間の①については、社会保険庁のオンライン記録及び申立人が所持している国民年金手帳から、申立人は昭和48年12月28日に会社退職後間を置かず、49年1月19日に国民年金の任意加入の手続をしていることが確認でき、同保険料を納付しようとする意識があったと考えられることから、任意加入の資格を取得した直後の同保険料が未納になっているのは不自然とも考えられる。

申立期間の②については、i) 昭和50年度の第4期分の国民年金保険料及

び申立期間の前後の期間の同保険料は納付済となっており、ii) 加えて、申立期間当時、申立人の夫は会社員で収入も安定していたとしており生活に大きな変化は認められないことから、当該申立期間が未納とされているのは不自然である。

なお、申立期間の①及び②について、申立人は、C銀行A支店の行員が集金に来て納付したと主張していることについては、D銀行A支店は「昭和49年、50年ごろの資料は無いが当行では外務員がお客様から国民年金保険料を預かることがあり、^そ当時も行われていた可能性がある。」と回答していることから申立内容に齟齬^{そご}はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和35年4月及び同年5月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和35年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年4月から36年2月まで

私は自分の厚生年金保険被保険者期間について、社会保険事務所に照会を行ったところ、厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答をもらった。しかし、私は丸一年間は勤めていないものの、昭和35年4月からA社B工場に勤務していた。

また、A社B工場に勤務していたときの昭和35年5月分の給料明細書のコピーがあり、勤務したことは事実なので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給料明細書及び申立人と同時期に同工場で一緒に働いていた同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間のうち昭和35年4月及び同年5月の期間について、A社B工場に勤務していたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料明細書から、4,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所における事業が廃止されており、事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、

いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格取得及び喪失の届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 35 年 4 月及び同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和 35 年 6 月から 36 年 2 月までの期間については、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、当時の同僚からも継続して勤務していたとの明確な証言は得られなかった。このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年1月4日及び資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立期間 : 昭和31年1月から同年3月まで

私は、昭和30年12月8日に、社会保険はすべて具備しているということで、B社に入社した。

最初の1か月は試用期間として厚生年金保険に加入していなかったとも考えられるので、昭和30年12月分は仕方ないとしても、31年1月1日からはすべての社会保険に加入しているはずである。

なお、私は昭和31年1月から同年4月までA社に出向しており、出向先で厚生年金保険に加入している者もいることを、後から知った。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言及び業務内容に関する申立人の申立内容から、申立人が申立期間において申立てに係るA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「昭和30年12月にB社に入社し、31年1月からA社に出向した。」と主張しており、31年1月4日にB社において厚生年金保険に加入している同僚も「申立人は私より前に同社に入社していた。」と証言している。

さらに、A社に勤務していた同僚は、「申立人が昭和31年ごろA社に勤務していた。」と証言していることから、申立人は、昭和30年12月にB社に入社した後、31年1月からA社に出向したものと認められる。

また、社会保険事務所が保管するB社及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、B社におけるA社への出向者は、出向期間について、

A社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、同名簿には、A社で、昭和31年1月に被保険者資格を取得した者はいないが、B社において同年1月に資格取得をした者の取得年月日がいずれも31年1月4日となっていることから、申立人のA社における資格取得日を同年1月4日とし、資格喪失日を申立人がB社において被保険者資格を取得している同年4月1日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和31年4月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年1月から同年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間のうち、昭和36年6月9日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、42年9月16日に資格を喪失した旨の届出を、43年1月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、45年8月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所において行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、昭和36年6月から37年6月までは1万円、同年7月から同年9月までは2万円、同年10月から38年5月までは2万2,000円、同年6月から同年7月までは2万8,000円、同年8月から39年9月までは3万3,000円、同年10月から40年6月までは3万円、同年7月から41年9月までは3万6,000円、同年10月から42年8月までは3万9,000円、43年1月から45年7月までは3万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から45年8月1日まで

私は、申立期間について、A社(現在は、B社。以下同じ。)に、販売・企画職として勤務していたが、社会保険事務所の年金加入記録に私の記録が無いと言われたので調べてもらいたい。

A社に勤務していた当時の姓はCです。

第3 委員会の判断の理由

A社に対し申立人の厚生年金保険の加入記録について照会したところ、同社から申立人のものとうかがわれる健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認届及び同喪失確認通知書が提出されたが、申立人と同一姓同音名で生年月日に一部相違が認められた。

このため、社会保険事務所が管理する当該届出書に記載された厚生年金保険記号番号に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、届出書と原票の申立人のものとうかがわれる資格記録は一致しており、さらに、

被扶養者の名前及び生年月日の記載が申立人の妻のものと一致することから、この厚生年金保険の加入記録は申立人に係る記録であると推認でき、昭和 36 年 6 月 9 日から 42 年 9 月 16 日までの期間及び 43 年 1 月 21 日から 45 年 8 月 1 日までの期間について、同社において厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

加えて、この健康保険厚生年金保険被保険者原票に係る厚生年金保険の加入記録は、社会保険庁のオンライン記録における、基礎年金番号の加入記録に統合されていないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和 36 年 6 月 9 日に申立人に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、42 年 9 月 16 日に同資格を喪失した旨の届出を、43 年 1 月 21 日に同資格を取得し、45 年 8 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出をそれぞれ社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録により、昭和 36 年 6 月から 37 年 6 月までは 1 万円、同年 7 月から同年 9 月までは 2 万円、同年 10 月から 38 年 5 月までは 2 万 2,000 円、同年 6 月から同年 7 月までは 2 万 8,000 円、同年 8 月から 39 年 9 月までは 3 万 3,000 円、同年 10 月から 40 年 6 月までは 3 万円、同年 7 月から 41 年 9 月までは 3 万 6,000 円、同年 10 月から 42 年 8 月までは 3 万 9,000 円、43 年 1 月から 45 年 7 月までは 3 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 6 月 9 日までの期間については、申立人が、国民年金制度発足時の昭和 36 年 4 月から 5 月までの期間において国民年金に強制加入している上、A 社の入社時期についての明瞭な記憶は無く、また、42 年 9 月 16 日から 43 年 1 月 21 日までの期間については、申立人が雇用保険に加入していた記録も無い。このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 6 月 9 日までの期間及び 42 年 9 月 16 日から 43 年 1 月 21 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和52年2月1日）及び資格取得日（昭和52年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月1日から同年6月1日まで

社会保険庁の記録では、昭和52年2月1日にA社で資格喪失し、同年6月1日にA社で資格を取得したことになっているが、私は空白なくA社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

B社在職中に、A社から移籍の話があり、両社が同一業種であったためC社を経て、A社に昭和52年1月から勤務した。

在職中は転勤もなく勤務形態の変更も無かったので、4か月の空白期間があるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和52年1月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年2月1日に資格を喪失後、同年6月1日に同社において再度資格を取得しており、同年2月から5月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、事業主から提出された人事記録及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務したことが確認できるほか、複数の同僚は、申立期間における申立人の業務内容、勤務形態に変更は無かったことを証言しており、これらの複数の同僚は、いずれも申立期間において厚

生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、昭和52年2月から同年5月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月 10 日から 37 年 3 月 12 日まで
② 昭和 37 年 3 月 16 日から 41 年 5 月 16 日まで
③ 昭和 42 年 2 月 1 日から 43 年 12 月 30 日まで

私の厚生年金保険の被保険者期間について、A社会保険事務所に照会したところ、申立期間については脱退手当金が支給されており、厚生年金保険の被保険者期間としては認められないと聞きました。昭和 41 年 8 月に結婚し、脱退手当金が支給されたとする 44 年 5 月当時はB都道府県C区に住んでおり、役所への届出には必ず夫と一緒にいていた。当時社会保険事務所の場所も分からなかったし、自主的に脱退手当金の請求をしたはずがないので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の③について事業所から申立人に対する脱退手当金の説明の有無等について申立人に聞いたところ、申立人は「退職時に脱退手当金についての説明は受けておらず、厚生年金保険に脱退手当金という制度があることも知らなかった。」と主張している上、事業所においても、「申立人の脱退手当金の代理請求はしていない。」と回答している。

また、申立人は、申立期間の②の厚生年金保険の資格喪失から約 2 か月後の昭和 41 年 7 月ごろに国民年金の加入手続きを行い、41 年 5 月から 55 年 12 月まで継続して国民年金保険料を納付しており、年金制度に継続して加入しようとする意思を有していたと考えられることから、申立期間の③の厚生年金保険の資格喪失後、申立人が脱退手当金を請求することは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

福島国民年金 事案 427

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 8 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月から 47 年 3 月まで

私の国民年金については、昨年死去した父が私の 20 歳の時に加入手続を行ったはずである。私は昭和 48 年の 25 歳の時に結婚し、その後は夫が国民年金の加入手続及び同保険料の納付を行った。

両親は国民年金保険料を完納しているので、私も同保険料を 40 年間完納していると認識していた。父から私の国民年金保険料の未納の件については聞いたことがないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す確定申告書、家計簿等の関連資料は無く、申立人は国民年金の加入手続及び同保険料の納付に全く関与していないため、それらの具体的な状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 47 年 7 月 25 日付けで払い出されていることから、申立人の父親はこのころに申立人の国民年金加入手続を行ったと考えられ、この時点で、申立期間のうち、43 年 8 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料は時効により納付できないものとなっている。

さらに、申立人の昭和 46 年度の国民年金保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で過年度保険料となるため、A 市では納付できず、社会保険事務所に同保険料を過年度納付した形跡もうかがわれない。

加えて、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の旧姓、音訓別読み名及び類似名での氏名検索を行ったが、申立人とうかがわれる該当者は見受けられず、また、申立人は戸籍上一度も A 市外に転出したことはないため、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出される事情も無い。

なお、申立人は国民年金手帳に記載されている国民年金被保険者資格取得日が「昭和 43 年 8 月 29 日」となっていることから、この時から父親が国民年金保険料を納付していると主張しているが、申立人の国民年金手帳にある同資格取得日は、20 歳となる昭和 43 年 8 月 29 日にさかのぼって記載されたものである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から同年3月まで

私は会社を平成5年1月に退職した時、健康保険の任意継続の加入手続に合わせてA市役所B支所で国民年金に加入して同保険料は毎月納付していた。

社会保険事務所の説明では、私が国民年金に加入したのは、平成5年ではなく8年であり、申立期間の同保険料が未納になっているとのことだが、そのような記憶は無いし、年金手帳の国民年金の記録欄には、資格取得及び資格喪失の手続が前後した記載も無いので詳細な調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間に係る平成5年1月25日資格取得及び同年4月1日資格喪失の記録は8年8月13日に追加処理されていることが確認でき、この追加処理と合わせて元年8月1日資格取得、同年8月4日資格喪失及び8年7月1日資格取得の追加処理もされていることから、申立人が8年7月1日に厚生年金保険の資格を喪失して国民年金の加入手続をした時に合わせて、社会保険事務所がそれまで国民年金に未加入だった期間をさかのぼって加入期間としたものと認められる。したがって、社会保険事務所において申立期間を追加処理した8年8月13日の時点では、申立期間は時効により納付できない期間である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間については、国民年金保険料の納付通

知書が発行されなかったものと推定され、申立人は同保険料の納付を行って
いなかったものと考えられる。

なお、申立人は申立人が所持している年金手帳の国民年金の記録欄に記載
されている資格取得及び資格喪失の日付が前後していないと主張しているが、
前述のとおり国民年金の加入等の手続を申立人がしていなかったため、前述
のとおり追加処理を社会保険事務所が8年8月13日に行い、市役所において
当該記録を年金手帳に日付の古いものから順次記載したものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 9 月から 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月から 54 年 3 月まで

私は、祖母の体調が悪いため、昭和 52 年 9 月に会社を退職した。退職後すぐに、私が役場へ行き国民健康保険及び国民年金の加入手続を行い、9 月分から私が納税組合を通じ国民年金保険料を納めているので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿や確定申告書等の関連資料は無い。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料を納税組合で納付したと主張しているが、社会保険事務所が保管する申立人に係る特殊台帳によれば、申立期間のうちの昭和 53 年度欄には「カ」という記録があり、社会保険事務所から申立人に対し当該年度の過年度納付書が発行されていたことが推認されることから、申立内容に整合性が見られない。

さらに、A 町が保管している国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、後述する納税組合の加入月である昭和 54 年 4 月から国民年金保険料を納付しているのが確認できる。

加えて、申立人は申立期間の国民年金保険料を納税組合で納付したと主張しているが、i) A 町が保管している納税組合員の名簿によれば、申立人は昭和 54 年 4 月から納税組合に加入していること、ii) 52 年度及び 53 年度の国民年金報償金について、納税組合が保管している現金出納帳と同町が保管している報償金算出表には同じ金額が記入され、かつ、報償金算出表の納入者数と同組合員名簿の人数は一致していることから、申立人が納税組合において同保険料を納め始めたのは 54 年 4 月からであると推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 56 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 4 月、県外の大学に入学し、大学卒業後は青年海外協力隊に参加し、約 4 年間 A に行っていた。今回、私の年金の納付状況を B 社会保険事務所に照会したところ、申立期間については、52 年 4 月から 54 年 10 月までの国民年金保険料については未納、54 年 11 月から 56 年 3 月までは未加入となっているとの説明を受けた。

しかし、大学を卒業し帰郷した際、亡父から大学在学中における私の国民年金保険料は納付しておいたと言われた記憶があるため、申立期間の同保険料が納付されていないことは疑問なので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の任意加入手続及び国民年金保険料の納付のいずれについても父が行ったとしており、申立人自身は関与していない上、父が申立期間に係る同保険料を納付した事実を確認できる家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

また、社会保険庁のオンライン記録及び C 市の国民年金被保険者名簿を調べたものの、申立期間に係る国民年金保険料が納付された事実は確認できない。

さらに、申立人は父が C 市において国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人に係る住民票の移動状況を調べたところ、昭和 52 年 4 月 17 日に C 市から D 県 E 市に住民票を移動し、その後 56 年 2 月まで C 市に住所が無かったことが確認できることから、この期間における同保険料の納付書については、C 市で発行することはできず、申立内容に整合性が見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 5 月 31 日から 8 年 5 月 31 日まで

私は、A社に昭和 52 年から平成 16 年 10 月まで勤めていたが、申立期間が厚生年金保険の加入期間となっていない。

当時厚生年金保険に加入していなかったことは最近になってから知ったが、どうしてこうなったか分からない。申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において雇用保険に継続して加入しており、A社に勤務していたことが認められるものの、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険の加入記録では、申立期間についてA社は厚生年金保険の適用事業所になっていなかった期間であり、このことについて、当時の事業主の妻は、「申立期間当時は厚生年金保険料の負担が重くなったため、会社では一時的に厚生年金保険に加入しておらず、従業員の健康保険任意継続被保険者の保険料及び国民年金保険料の半額を負担していたと思う。」と証言しており、当時の経理担当者もほぼ同様の証言をしていることから、同社では、申立期間については、厚生年金保険料を給与から控除していなかったと考えられる。

さらに、申立人は申立期間において、国民年金保険料を完納しており、前述の経理担当者も申立人と同様に申立期間については同保険料を完納している。

なお、申立人は、社会保険料の金額が記載されている平成 6 年から 8 年の源泉徴収票を提出して厚生年金保険料が控除されていたと主張しているが、

当該源泉徴収票では控除されていたとする厚生年金保険料の額が明らかでない上、当該源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額を検証したところ、申立期間において、健康保険任意継続被保険者の保険料及び国民年金保険料の半額を負担した額と概ね一致し、前述の事業主の妻の証言と符合する。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 7 月 1 日から 19 年 11 月 1 日まで

私の夫(申立人)はA鉱山で唯一の運転手として私の弟を助手として輸送業務に従事しており、私の弟や夫の同僚に厚生年金保険の加入記録があるにもかかわらず、当時 35～36 歳だった私の夫(申立人)には同保険の加入記録が無いとは信じられない。

また、就業期間や保険料が控除されていたことを証明する資料は無い。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の加入記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、当時A鉱山に勤務していた複数の同僚の証言により、申立人が申立期間に勤務していたことを推認することはできるが、社会保険事務所が保管する健康保険労働者年金保険被保険者名簿を確認しても申立人の氏名は無い。

さらに、申立人や同僚の多くは既に死亡しており、申立事業所も全喪となっていることから当時の雇用状況は明らかでなく、申立人が申立期間に労働者年金保険に加入し、給与から労働者年金保険料を控除されていたと確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月8日から27年11月3日まで

私はA公共職業安定所の紹介により、昭和26年4月8日にB炭礦C礦に正社員として入社した。申立期間については、採炭夫として作業し、その後、坑内機械及び電気工事作業に従事し、同社には2年程勤務した記憶がある。

申立事業所への入社日は4月8日が妻の誕生日と同月日であることから覚えており、また、同僚にはDさん、Eさん、Fさんがいたことを覚えている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人はB炭礦C礦に正社員として入社したと主張しているが、同社は昭和60年9月にG社に合併されておりG社に関連資料について照会したところ、同社から当委員会に提出された労働者名簿には、申立人は26年11月3日に「社外季」として入社し、4か月ごとに契約更新を繰り返し、27年11月3日に「採用誓約」の記載がされていることが確認できる。このことについて、G社は「申立人は季節労働者で申立事業所に入社した可能性が高い。」と回答している。

さらに、前述の労働者名簿に記載されている「採用誓約」の記載がある昭和27年11月3日から28年9月21日に申立事業所を退職するまでの期間と社会保険庁が管理する申立事業所における申立人の厚生年金保険の加入記録が一致していることから、「採用誓約」される以前の4か月ごとに契約更新

を繰り返していた期間については、申立事業所は厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

加えて、申立人は昭和 26 年 4 月 8 日に申立事業所に入社したと主張しているが、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査した結果、26 年 4 月に厚生年金保険の資格取得した者の中に申立人の氏名は見当たらなかった。また、前述の労働者名簿の「採用前履歴」欄には、申立人は 20 年 9 月から 26 年 10 月まで農業をしていたと記載されていることから、申立内容に整合性は見られない。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 6 月 23 日から 38 年 1 月 11 日まで

私の厚生年金保険の被保険者期間について、A社会保険事務所に照会したところ、申立期間については脱退手当金が支給されており、同期間は厚生年金保険の被保険者期間には算入されないとの説明を受けた。脱退手当金裁定請求に係る委任状を自分で書いたことも無いし、それを退職した事業所に提出したことも無い。脱退手当金を受給していないので、脱退手当金受給に伴い消滅したとする期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は、その支給金額に計算上の誤りは無く、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約3か月半後の昭和38年4月26日に支給されていることが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日以降の国民年金の加入手続等を調べたところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは申立事業所を退職した約2年半後である昭和40年10月ごろであることが確認できるほか、申立人の証言によれば、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付についてはすべて申立人の姑が行っており、申立人はほとんど関与していなかったとしていることから、申立事業所を退職した当時、厚生年金保険及び国民年金を通算して加入しようとする意識は低かったものと考えられる。

さらに、申立事業所に対し申立内容について照会したところ、申立期間当時の関係者は他界しているため不明であるとしており、確認することはでき

なかった。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月30日から23年8月14日まで

私は、昭和22年4月30日、A社に技術指導の技手として採用され、B社に勤務し、23年8月14日に退職するまで、継続して技術指導の仕事を行っていた。

私の給与はA社から支給されており、申立期間についても厚生年金保険料が控除されていたと思う。

したがって、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人が勤務していたとするB社は、厚生年金保険の適用事業所とされないまま、昭和23年8月14日をもって解散している。

さらに、社会保険事務所が保管するA社及びA社B支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月21日から60年8月1日まで

私の厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A社の厚生年金保険の加入記録が一部無い旨の回答を受けた。当時、私は常勤の役員であり、従業員は役員7名と社員は6名いた。

申立期間について従業員から厚生年金保険の加入について問われた記憶は無く、私も健康保険証を使っていたと思っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和51年4月から平成8年6月まで申立事業所の役員であったことは、登記簿謄本により確認することができるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間について、申立人は申立事業所の厚生年金保険の新規適用に係る手続きをして同保険に加入していたと主張しているが、社会保険事務所が保管している同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、厚生年金保険の適用期間は昭和60年8月1日から62年5月1日までの期間及び平成元年5月1日から4年4月18日までの期間となることが確認できる。

さらに、当時、申立事業所の役員である妻は「会社設立から昭和60年ごろまで、従業員はいなかったし、当時の子供達の健康保険証の利用については記憶が無い。」と述べていることから、申立期間に厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言も得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月から30年3月まで

私は、昭和28年5月に、A社を退職した後、同年10月から再び同社に就職し、30年3月まで勤務していた。

申立期間において、A社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、B社会保険事務所が保管している申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調べたところ、申立期間中に被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者となった形跡は見当たらない。

さらに、申立事業所に対し、申立人に係る人事記録、賃金台帳など申立人の勤務状況や厚生年金保険等の加入状況を確認できる関連資料等の提出を求めたが、同事業所にそれらの記録が保存されていないことから、申立人に係る勤務状況や厚生年金保険等の加入の実態を確認することはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。